

URL [https:// kenren.miyagi.coop/](https://kenren.miyagi.coop/)

県連速報

●発信元
宮城県生活協同組合連合会
●責任者 加藤 房子
● TEL 022-276-5162
● FAX 022-276-5160
● 2024.02.27
第692号
(2023年度：23号)

●「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)」と「総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会資源開発・燃料供給小委員会液化石油ガス流通ワーキンググループ中間とりまとめ(案)」へ意見書を提出しました。

LPガスは、日本において、全体のほぼ半分の約2400万世帯で使用されており、家庭生活にとって重要なエネルギー供給源の一つとなっています。LPガスの料金は、それぞれの販売事業者が価格を決め、自由競争の下で適正な価格が維持されるという建前になっています。

しかし、LPガスは取引ガイドラインの順守も自主的な範囲にとどまっていたために、料金体系やその内訳が十分開示されず、自由料金設定のもと世帯によって料金が違うという実情があります。特に、賃貸集合住宅においては、そもそも消費者が入居する前には、すでにLPガス事業者が決まっており、消費者には選択する環境がなく、選択の機会もありません。こうしたなか、LPガスの利用を巡り問題点が指摘されていました。

LPガス業界の商慣行として、LPガスの販売契約を目的とし、LPガス事業者が、自らの意思によりまたは不動産関係者の要求に応じて、ガス器具に加え、電気エアコン、インターホン、WiFi機器等の様々な設備を不動産関係者に無料で提供し、後日、その費用を消費者からLPガス料金として回収するといった、いわゆる「無償貸与」や、LPガス事業者が、建物内の配管の所有権を持ったままLPガスの供給を行い、消費者がLPガス事業者を切替えようとする場合には、高額な配管費用を請求して切替えを思い留まらせるといった、いわゆる「貸付配管」など消費者に対する不透明な形での料金請求やLPガス事業者の切替え制限となる等の問題につながっています。

このことを踏まえ、経済産業省は2017年、都市ガスの自由化に合わせて、その競合先と目されるLPガスについて「取引適正化ガイドライン」を策定し、取引の透明化を求めました。しかし、「守らなかった業界」「守らせられなかった行政」「許した社会と消費者」という実態があり、定着しなかった苦い教訓があります。このようなことから、いわゆる無償貸与、貸付配管といった商慣行を背景に、LPガスの利用にあたって消費者が不利益を被っている現状を是正すべく、昨年3月から、総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会石油・天然ガス小委員会(本年1月に資源開発・燃料供給小委員会に改称)の下部組織である液化石油ガス流通ワーキンググループ(WG)を8回開催し、商慣行是正に向けた対応方針について、過大な営業行為の制限、三部料金制度の徹底、LPガス料金等の情報提供の3つの課題の液石法改正方向が提示されました。エネ庁では2月9日(金)～3月10日(日)の期間パブコメの募集を実施しております。

宮城県生協連は、2017年の省令一部改正とガイドライン策定のころから、LPガス料金問題に関わっており、毎年度開催の「東北地方LPガス懇談会」に宮城県の消費者団体としての位置づけで参加し、消費者として意見を述べてきました。消費者の立場からいくつかの点について検討を求めたく、本日2月27日(火)、宮城県生協連会長理事名で意見書を提出しました。(後掲)